

全高長 第 60 号
平成28年11月14日

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月 禎 様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也
(公印省略)

教科書検定の改善に関する審議要請について (意見)

教科書検定の改善に関する審議要請について下記の通り意見を述べる。

記

(1) 次期学習指導要領の実施に対応した教科書の改善方策について

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った学びの過程の質的改善を実現するための共通基準における適切な配慮」は必要であると考えます。

しかるに、この種の記述を行うことによる教科書記述内容の増加は避けられないとも考える。これに加えて、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業実践では、同じ内容を取り扱う場合であっても、現在よりも授業に時間を要することが予想される。このことから各教科書にはページ数の制限を含めた内容の精選が求められる。これに加えて、さる8月26日に中央教育審議会初等中等教育分科会 教育課程企画特別部会から出された、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」の第1部学習指導要領改訂の基本的な方向性、10(2)学習指導要領実施に向けた諸条件の整備（教材や教育環境の整備・充実）の箇所において、「特に、『歴史総合(仮称)』や『生物』などでは、教材で扱われる用語が膨大となっていることが指摘される中で、科目のねらいを実現するため、主要な概念につながる重要用語を軸に整理するとともに、見方・考え方を働かせて考察・構想させるために必要な教材とすることが求められる」と記されている。是非、そのことを具体化するよう教科書会社を指導していただきたい。

また、検定基準とは離れる事柄ではあるが、これらの問題の根源に存在する課題として、「主体的・対話的で深い学びの視点」が大学等の入学者選抜でどのように扱われるのかという問題がある。各高等学校における教育の結果として大学等への合格者数を求めるという日本の国民的風土の下で、授業を受講している生徒に教科書の記載内容に対する信頼感を持たせるためには、生徒の大きな関心事

である大学等の入学者選抜において教科書から逸脱した内容での問題作成がなされることを回避する必要がある。状況によっては、教科書記載の内容から逸脱した出題を法的に規制する等、何らかの措置も必要であると考える。

(2) デジタル教科書の導入の検討に関連した教科書の改善方策について

紙ベースの教科書と同一のコンテンツであるものをデジタル教科書化するのであれば、デジタル教科書を改めて検定する必要はないと考える。

しかしデジタルの世界においては、動画や音声の中に予期せずに生徒に触れさせるべきでない内容が入り込む危険性があり、可能な範囲での検定実施及びその後の施錠操作をお願いしたい。掲載されるURL等に関しても、昨今報道されているウェブサイト関連の事件等を鑑みるに、リンクをすることで当該生徒の個人情報漏れ出すようなことがない制度設計を厳格に願う。

検定基準とは離れる事柄ではあるが、デジタル教科書の使用には全生徒がタブレットを持っていることが前提となる。保護者等の経済的な負担を回避するためには、公的資金による支援が必要である。添付の資料には「高等学校段階においては、学習内容が多様であることや保護者負担などの観点から、デジタル教科書の活用について義務教育段階と異なる取扱いをすることも考えられる」とある。ここに書かれたことの意味が必ずしも明確ではないが、「タブレットを購入できる生徒は使用可能とする」との意味であるのならば、家庭の経済力により生徒の学習方法に差が生ずることとなり、教育に関する公平性確保の観点で課題がある。

(3) 教科書検定手続きの改善方策について

教科用図書検定規則の改正については、記載されている改善方針に賛成である。

高等学校の管理者としては、これに加えて教科書採択の公平性・透明性に疑念を生じさせるような不公正な行為を排除するために、所属教員への指導監督を一層強化していく所存である。